

高額な現金出金・振込時の警察への通報について

令和8年4月1日
石川かほく農業協同組合

最近、様々な金融犯罪が発生し、その手法や手口も巧妙かつ高度になっております。

お客様が金融犯罪の被害に遭われることのないよう、当組合においては、石川県警察本部からの指導により、お客様から一定基準（※）に該当する高額な現金出金や振込のお申し出を受けた場合等は、職員からお声がけをさせていただくほか、警察への通報を行うことが求められています。

場合によっては、お客様からのお申し出に速やかに応じることができず、お待たせすることがございますが、お客様の大切な資産を金融犯罪からお守りするための取組みですので、ご理解とご協力をお願いいたします。

※一定基準の具体的な内容につきましては、防犯上の観点からお答えいたしかねますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

以 上